

総務文教常任委員会記録【未校正速報版】

○招集日時 令和6年 3月 7日(木) 午前10時00分

○招集場所 議事堂大会議室

○出席委員 委員長 鈴木三男
副委員長 長塚美雪
委員 本田和成
" 岡口すみえ
" 佐野太一
" 関川翔
" 小堤修
" 落合信太郎

○欠席委員 なし

○出席説明員 総務部長 鈴木文江
選挙管理委員会書記長
政策推進部長 齋藤嘉彦
財政部長 田中英樹
教育部長 井橋貞夫
消防長 岡田直紀
教育参事 伊藤誠
総務部次長 斉藤理昭
福祉部次長 下田浩
会計管理者 石塚幸夫
教育次長 森川和典
消防次長 仲村厚
総務課長 松崎剛
選挙管理委員会書記長補佐
人事課長 軽部幸雄

情報管理課	長	岩崎弘宜
市民協働課	長	海老原充
市民課	長	安田徹也
政策推進課	長	安田徹也
財政課	長	高中誠
秘書課	長	丸山博
魅力とりで発信課	長	立野啓司
文化芸術課	長	飯山貴与子
財政課	長	海老原輝夫
管財課	長	木村太一
公共施設整備課	長	原部英樹
課税課	長	稲村忠弘
子育て支援課	長	佐藤睦子
学務課	長	直井徹
保健給食課	長	大野篤彦
指導課	長	丸山信彦
教育総合支援センター	長	笠井博貴
生涯学習課	長	塚本豊康
子ども青少年課	長	長塚逸人
スポーツ振興課	長	豊島寿
図書館課	長	樋口康代
監査委員事務局	長	鈴木正美
消防本部予防課	長	満健一
消防本部警防課	長	中村幸男
総務課副参事		土谷靖孝
選挙管理委員会主任書記		
人事課副参事		山下拓

財 政 課 副 参 事	谷 池 公 治
管 財 課 副 参 事	渡 辺 光 明
社 会 福 祉 課 副 参 事	根 本 真 人
子 育 て 支 援 課 副 参 事	松 崎 智 幸
会 計 課 副 参 事	山 田 英 紀
総 務 課 長 補 佐	風 間 聡 宏
デ ジ タ ル 化 推 進 室 長	松 崎 昌 也
市 民 課 長 補 佐	澁 谷 茂
政 策 推 進 課 長 補 佐	平 野 菜 穂 子
文 化 芸 術 課 長 補 佐	矢 部 晃 一 郎
子 育 て 支 援 課 長 補 佐	飯 塚 千 絵 子
教 育 総 務 課 長 補 佐	文 隨 正 和
保 健 給 食 課 長 補 佐	横 島 信 吾
指 導 課 長 補 佐	遠 藤 尚 子
教 育 総 合 支 援 セ ン タ ー 課 長 補 佐	唐 口 薫
生 涯 学 習 課 長 補 佐	鈴 木 克 哉
消 防 本 部 総 務 課 長 補 佐	今 野 司 志
消 防 本 部 警 防 課 長 補 佐	竹 村 守
○ 職 務 の た め 議 会 事 務 局 長	吉 田 文 彦
出 席 し た 者 議 会 事 務 局 主 事	高 橋 賢 人
○ そ の 他 の 出 席 者	なし
○ 付 託 事 件	議 案 第 3 号 取 手 市 長 等 の 損 害 賠 償 責 任 の 一 部 免 責 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て
	議 案 第 4 号 取 手 市 特 別 職 の 職 員 で 非 常 勤 の も の の 報 酬 及 び 費 用 弁 償 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て
	議 案 第 5 号 取 手 市 職 員 の 特 殊 勤 務 手 当 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て

議案第 6 号 取手市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 23 号 令和 5 年度取手市一般会計補正予算（第 12 号）
（所管事項）

議案第 35 号 令和 6 年度取手地方公平委員会特別会計予算

議案第 36 号 取手市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

○調査事件 所管事務調査（令和 5 年度第 2 回市民との意見交換会におけるご意見・ご要望の調査について、その他）

○審査の経過

午前 10 時 04 分開議

○鈴木委員長 ただいまの出席委員数 8 名、定足数に達しておりますので、会議は成立します。

ただいまから、総務文教常任委員会を開会いたします。

次に、本日の会議の映像は、市議会ユーチューブサイトでライブ配信します。また、配信は通常の固定カメラによる動画配信のほか、全方位カメラを使った 360 度動画配信も行います。そのため、市議会ユーチューブサイトから 2 種類のライブ配信映像を御覧にいただけます。

それでは、審査を行います。当委員会の審査順序は、サイドブック스에登載したとおりです。委員各位に申し上げます。一般会計補正予算に対する質疑及び付託議案外質疑について事前通告すること、また一般会計補正予算に対する質疑への答弁を聞いて疑問が残った委員からの議論を深める質疑を認めます。さらに、質疑は一問一答とし、1 議題につき質疑のみで 5 分間です。質疑時間残り 1 分でベルを 1 回、質疑時間終了でベルを 2 回鳴らしますので、御承知おきをお願いします。また発言は簡単明瞭に、発言者は挙手し、委員長の指名の後発言するようお願いいたします。また、発言前にマイクのボタンを押してから発言をお願いします。執行部の皆さんに申し上げます。委員に対する最初の答弁の際、冒頭に部署名と名前を述べてから答弁に入ってくださいようお願いいたします。最後に、質疑の内容として、各課カウンターで聞くことのできる、「分からないから」「軽微な確認」など、質の低い質疑は厳に進んでいただき、真の質疑を行うようあらかじめ申し上げます。

それでは、議案第 3 号、取手市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。本件につきましては、2 月 26 日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りします。議案第 3 号について、省略を——説明を省略することに、賛成の委員は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○鈴木委員長 賛成多数です。よって、議案第3号につきましては、説明を省略することに決定いたしました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 質疑はなしと認めます。以上で、議案第3号の質疑を打ち切ります。

続いて、それでは議案第5号及び議案第6号を一括議題といたします。本件につきましては、2月26日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りいたします。議案第5号及び議案第6号について、説明を省略することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○鈴木委員長 賛成多数です。よって、議案第5号及び議案第6号につきましては、説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

小堤委員。

○小堤委員 おはようございます。よろしく願いいたします。この議案第5号ですけれども、医療的ケア、ここの点について、ちょっとお聞きいたします。これは別に上位法が改正されて、ということではなく、新たにこの条例に医療的ケアの部分の新設——条文を盛り込むということで、それが来年の——来年度の4月1日からというふうに解釈してまされども、それではその医療的ケアを必要とする乳児が——入所児が今後予定されてるんでしょうか、その辺お聞きしたいと思います。

○鈴木委員長 佐藤課長——失礼しました、飯塚補佐。

○飯塚子育て支援課長補佐 子育て支援課の飯塚と申します。小堤委員の御質疑にお答えさせていただきます。令和3年度に医療的ケア児とその家族の支援に関する法律というものが施行されまして、その関係で医療的ケア児の受入れというのを整備してまいりました。御質問の来年度からの受入れということでございますけれども、受入れの整備というのはいしてまいりましたが、結果的に受入れには至りませんでした。ですが、受入れの整備ということで、制度というところの改正が必要になりましたので、今回上程をさせていただいたということになります。以上になります。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 分かりました。じゃあ、来年度はいないということですけど、そういう門戸を広げるといふか、整備をしておくということが大事だということ。これはあれですか、こども家庭庁の国の施策とかの流れに伴ってですか。それとも市独自の考え——政策ですか。

○鈴木委員長 飯塚補佐。

○飯塚子育て支援課長補佐 お答えさせていただきます。先ほども申し上げましたとおり、医療的ケア児とその家族の支援に関する法律が施行されたことによって、地方公共団体、それから保育所、こちらがその支援をする責務——医療的ケア児を支援する責務を課された形になりますので、支援というより——相談件数というのが令和4年度からありました

ので、受入れ体制について整えてきたということになります。以上です。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 分かりました。ありがとうございます。それで、この医療的ケアなんですけど、実際に具体的に保育所でできるケアというのは、どういうことが想定されるでしょうか。保育所には必ず看護師がいらっしゃると思うんですけども、その人が行為をする、従事するということだと思んですけど、そのための特殊な行為だからこそ、特殊勤務手当がつくということ——普通の人ではできないことだと思んですけど、そういう——具体的にどんなことでしょうか。

○鈴木委員長 飯塚補佐。

○飯塚子育て支援課長補佐 お答えさせていただきます。医療的ケア児につきましては、行為——先ほど御質問の行為なんですけれども、本市では医療的ケア児の保育所入所に関するガイドラインというものを設けまして、その中で医療行為として6つ項目を設けさせていただいております。内容的には、喀痰吸引、それから血糖管理、導尿、酸素療法、経管栄養、人工肛門などのケアになっておりまして、内容はお医者さん——医師——医師の指示書があって初めて看護師ができるものとなっております。中には特定医療行為という形で、保育士のほうが訓練をしてできる行為もあるんですけども、現段階では看護師がケアをするということで想定しております。以上になります。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 最後にお聞きしますけれども、その医療行為ができる保育所は市内、幾つ想定してるのでしょうか。

○鈴木委員長 飯塚補佐。

○飯塚子育て支援課長補佐 お答えさせていただきます。来年度につきましては、拠点という形で、本市の公立で井野なないろ保育所、こちらがバリアフリーとかも整っているということで、こちらで受入れするという形で整備をしまいいりました。以上になります。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 ありがとうございます。分かりました、ありがとうございます。

○鈴木委員長 続きまして、長塚副委員長。

○長塚委員 私も小堤議員と同じ、医療的ケア児の受入れに関することについて、質疑いたします。今、小堤議員が経緯などをお伺いしたので、その点については理解しました。ただ、この受入れ開始ということで、恐らく当事者の方々にとっては本当に画期的な制度の開始になると思われまます。ただ、医療を要する状態ということで、看護師の方もそうなんですけど、周りの保育士の方、そういった理解をしていく必要もあったかと思うんですけど、その対応はどのようにされてきたのでしょうか。

○鈴木委員長 飯塚補佐。

○飯塚子育て支援課長補佐 長塚委員の御質疑にお答えさせていただきます。委員おっしゃるとおり、保育士、看護師の受入れに対する不安、こちらが一番の懸念事項というか、そういった形で考えておりまして、実際昨年度、保育士を対象にアンケートというのを実施いたしました。アンケート調査で、受入れをする場合どうですか、ということで質問さ

せていただいたんですけれども、ほぼほぼ100%不安だ、ということで、こちらの不安払拭というのが一番大変なことなのかなと思ひまして、当市においても、先進地——実際受け入れているところの視察を重ねたりとか、あとは研修会という形で、実際受け入れている施設の事業所の方をお呼びいたしまして研修会を実施したり、あとはそのアンケート結果を受けまして、私どもが各、全——公立の全保育所を回って、その内容についての説明会をしてまいりました。そういった形で対応というのは、ゆっくり重ねていった形になります。以上になります。

○鈴木委員長 長塚副委員長、最初に議案名を言ってから質疑に入ってください。お願いします。

○長塚委員 分かりました。ありがとうございます。大変ご尽力いただいた結果だと思います。最後になりますが、こちらの勤務手当、1日当たりの額500円、作業に従事した日とありますが、これはどのようにして管理されているのでしょうか——いくのでしょうか。お願いします。

○鈴木委員長 飯塚補佐。

○飯塚子育て支援課長補佐 お答えさせていただきます。特殊勤務手当につきましては、1回当たり500円——1日当たり500円と設けてありますので、こちらは帳簿を設けまして、こちらで何月何日、特殊勤務手当、こういったものをやりましたということで、記帳していただいて、1か月当たり上限が5,000円になりますけれども、きちんとなっているかということで管理させていただこうと思っております。以上になります。

○鈴木委員長 長塚副委員長。

○長塚委員 承知いたしました。ありがとうございます。

○鈴木委員長 よろしいですか。ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木委員長 質疑なしと認めます。以上で、議案第5号及び議案6号の——第6号の質疑を打ち切ります。

続いて議案第23号、令和5年度取手市一般会計補正予算（第12号）の所管事項のうち、総務部・政策推進部・財政部等の所管を議題といたします。本件については、2月26日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りいたします。ただいま議題となっている事件について、説明を省略することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○鈴木委員長 賛成多数です。よって、本件につきましては、説明を省略することに決定いたしました。

これから、質疑通告順に質疑を行います。質疑通告は、本田委員、小堤委員の2名から通告がありました。それでは、通告順に従い質疑を行います。

最初に、本田委員。

○本田委員 質疑させていただきます。議案書の掲載ページ20ページになります。電算・OA化等に要する経費についてです。委託料のマイナポイント申込み及びマイナシ

—カード交付申請支援事業—業務委託料の具体的な内容をお聞きいたします。当初の見込額と人数、これはどのぐらいの—だったのか、お願いをいたします。

○鈴木委員長 安田課長。

○安田市民課長 市民課、安田です。お答えいたします。まず具体的な内容を—でよろしいですか。

○本田委員 そうですね。金額と、あと人数、見込みでどのぐらいあったのかということをお願いします。

○鈴木委員長 もう少しマイクを向けて、ちょっと聞き取りにくいので。お願いします。

○安田市民課長 お答えいたします。まずはマイナポイントの事業についてなんですけれども、まずはマイナポイントについての説明をさせていただきます。マイナポイントとは、国がマイナンバーカードの普及促進を目的として、マイナンバーカードを取得した方が、健康保険証及び公金受取口座のひもづけとする—それをすると、おのおの7,500ポイント、それとマイナンバーカードの新規取得で5,000ポイント。合計で最大2,000—2万ポイントの付与を、令和4年6月30日から開始しました。そのポイントの申込み手続を御自身で行うことが困難な方、または申請環境を必要としている方という方のために、人員やパソコン等を配置して、ポイントの申込みのサポート、それとマイナポイントに関する問合せの対応、マイナンバーカード申請時に申請書に添付する写真撮影とか、あとは申請書の記入のサポートというもので、委託業務のほうさせていただきました。それと、当初の見込額と人数ということですかね。そちらについては、令和5年度予算の当初見込みは、委託料として694万8,000円、それと補正予算として計上した委託料として1,305万3,000円の合計した2,000万1,000円、こちらが当初の見込額となります。それについては、積算した見込みの人数というのは、積算したときの見込み人数でよろしいですかね、**それとも想定人数—想定人数ということですか……。**

○本田委員 想定人数で大丈夫です。

○安田市民課長 想定人数。一応想定している人数については、申込みを支援して、1万6,854件で一応想定しておりました。以上です。

○鈴木委員長 本田委員。

○本田委員 ありがとうございます。それでは、実際に使用された人数というんですか、見込みの人数と—をちょっと教えていただけますか。

○鈴木委員長 安田課長。

○安田市民課長 お答えいたします。実際に申込みとかサポートした人数ということだと1万1,580件になります。以上です。

○鈴木委員長 本田委員。

○本田委員 ありがとうございます。以上で大丈夫です。

○鈴木委員長 よろしいですか。

最後に小堤委員。

○小堤委員 よろしく……

[発言する者あり]

○鈴木委員長 もう1回——ちょっと戻ります。

すみません、本田委員。

○本田委員 ページが22ページ、過年度国庫支出金の過誤納返金——返還金について、これの具体的な内容、詳細、これを教えていただけますか。

○鈴木委員長 海老原課長。

○海老原財政課長 財政部の海老原です。本田委員の御質疑にお答えさせていただきます。過年度国庫支出金等過誤納返還金につきましては、国庫支出金ですとか、県支出金の実績報告に基づき確定した交付額が、既に交付を受けた額を下回った場合に、超過が生じた分について返還するというものになっております。今回の補正予算では、1,494万円を増額しております。まず積算の内訳ですが、生活保護費負担金、こちらの返還分が148万円。また給付事業を行いました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、こちらが718万7,000円。同じく、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の返還が627万3,000円となっております。以上です。

○鈴木委員長 本田委員。

○本田委員 ありがとうございます。コロナ対応で718万円と、あと物価が627万円ということでしょうか。

○鈴木委員長 海老原課長。

○海老原財政課長 お答えします。おっしゃるとおりでございます。

○鈴木委員長 本田委員。

○本田委員 具体的に、例えばコロナ対応で——これ要するに頂いた分をこの分使わなかったから返還したということですね。具体的にどういったことを——で返還されたんですか。

○鈴木委員長 海老原課長。

○海老原財政課長 国とか県などの補助金をいただきながら事業を実施するという——今回もそうなんですけども、まず概算交付とかそういった形で、一度補助金とかを先に受けまして、それで事業が——執行額が確定した際に精算するという形で、受けた額から下回ってる場合には超過分をお戻しすると、足りなかった場合には再交付——追加交付をしていただくという形で、今回は返還をするという形になっております。

○鈴木委員長 本田委員。

○本田委員 ありがとうございます。中身は分かるんですけど、例えば事業とかで、物価高騰対策とかで、例えば事業とかでそういうもので返還した、やらなかったものが——予定より少なく済んだものがあったということでしょうか、そういう認識でしょうか。

○鈴木委員長 海老原課長。

○海老原財政課長 お答えします。すみません。今回の件に関しましては、給付事業で対象の方に給付を行って、それでも返還分が生じたので、今回返還するという形です。

○鈴木委員長 本田委員。

○本田委員 分かりました。ありがとうございます。

○鈴木委員長 よろしいですか。

では、最後に小堤委員。

○小堤委員 よろしくお願いいいたします。私は歳入のほうで、ページ数 15 ページ、平和基金の寄附金繰入金のところちょっとお伺いいいたします。平和基金というの、私ちょっと勉強不足で知らなかったんですけども、確かに交流センターの前に、非核兵器平和都市でしたっけ——という大きな看板があったなということは記憶にしています。この額としては少額なんですけれども、この寄附金 2 万 5,000 円、これはどういう方法で、これは寄附されたものなんでしょうか、まずお聞きいたします。

○鈴木委員長 松崎課長。

○松崎総務課長 総務課、松崎です。お答えいたします。平和基金の寄附金には、主に募金箱を会計課窓口等の公共施設であったり、郵便局等、市内 27 か所に設置をしております。設置をした募金箱により、市民も含めまして広く寄附をいただきまして、平和基金に積立てをしているものでございます。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 ありがとうございます。確かに会計課のところに募金箱何種類か、あと社会福祉課のところとか、この庁内——庁舎内にも幾つかの箇所にそういう募金箱があるのは存じております。ではそういうところに入ってきた募金、寄附金、これをいつどのような形で使っているのか、さっきの看板直すとかそういうのもあるのかもしれないですけども、そういうところ、ちょっと具体的に教えていただきたいと思います。

○鈴木委員長 松崎課長。

○松崎総務課長 お答えいたします。寄附されたものにつきましては、基金のほうに積立てをしております、その基金の方、例年の事業——通年行っている事業と、戦後の節目のなる年、記念事業に活用しております。通年の事業につきましては、8 月に実施する平和展であったり、平和なまち絵画コンテスト作品ということで、市内の公立小中学校の児童生徒に、応募作品を募りまして、取手駅・藤代駅市民ギャラリー等に展示をしまして、平和の大切さを再認識してもらう機会としております。また、先ほど記念事業というお話をさせていただきましたけれども、先ほど委員からお話のありました、平成 27 年、戦後 27——70 年のときにつきましては、市役所の駐車場の非核兵器平和都市宣言の啓発看板の設置をしております。また、その年に市内公立小中学校に平和に関する図書の配架をするなど、基金の目的である核兵器の廃絶と恒久平和の確立に寄与できるように、平和事業に活用しているところでございます。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 詳しい説明ありがとうございます。そうすると今度は、戦後 80 年とかそういうやっぱり節目のときに何かにやるときに使うということだと思うんですけど、日本だけじゃなくて、世界各国、ウクライナだとかイスラエル、ガザ地区、そういうところの平和のためにも、ぜひそういう基金というのがあって、市民にもっともっと知らしめていただけたらと思います。ありがとうございます。

では次に 17 ページ、同じく歳入のところですが 17 ページのところでした、これ、田中

部長の説明にもあったんですけれども、小学校の施設の整備の事業債 12 億 400—740 万円。で中学校の施設整備事業費—事業債が 4,190 万円。それとともにこの防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債 7,720 万円というのが使われるというふうな説明がありましたけれども、何かちょっと、あれっと—白山小、高井小、戸頭小、あと藤代南でしたっけ、工事があると思うんですけれども、その全部に使うかどうかはちょっと私分らないんですが、何かなじまないかな、この 7,720 万円は、と思ったのでお聞きします。よろしくお願いいたします。

○鈴木委員長 谷池副参事。

○谷池財政課副参事 財政課、谷池です。お答えさせていただきます。御質疑の防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債、こちらは国の防災・減災・国土強靱化のための 5 年加速化対策に基づく事業に対して起こすことができる地方債となっております。この国の加速化対策の中で、学校施設の防災機能の強化が目標の一つとして挙げられております。これを踏まえて、学校のバリアフリー化が国土強靱化の対象になったということでございます。ですので、今回の学校施設整備事業のうち、バリアフリー化に関連する改修の部分が対象となっております。以上です。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 分かりました。この事業債の 7,720 万円の中にバリアフリーが入っていると。だから学校のところに使うという—何となく分かるような感じはします。そうすると、前倒ししたこの工事の中で—国の補正予算もらった中で、どこの具体的に学校に使うんでしょうか。

○鈴木委員長 谷池副参事。

○谷池財政課副参事 お答えさせていただきます。今回、この防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債、7,720 万円計上しております。この内訳といたしましては、高井小学校が 550 万円、戸頭小学校が 1,670 万円、藤代南中学校が 5,500 万円となっております。以上です。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 ありがとうございます。最後にお聞きしますけれども、それは具体的にバリアフリーといえどもいろいろなものがあると思うんですが、どういった—ちょっと細かいですが、工事になるんでしょうか。

○鈴木委員長 谷池副参事。

○谷池財政課副参事 お答えさせていただきます。今回の学校施設整備事業の中では、高井小学校においてはエレベーターとバリアフリートイレと、あと段差解消のためのスロープの設置を行います。戸頭小学校においては、バリアフリートイレとスロープの設置を行います。藤代南中学校においては、エレベーターとバリアフリートイレとスロープの設置を行う予定となっております。これらのうち、国土強靱化部分で補助の内示をいただいた部分に対して、先ほど申し上げた金額が充当されるということになっております。以上です。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 よく分かりました。ありがとうございました。そういった学校、子どもたち——児童生徒のバリアフリー、そこを使うの、生徒だけではないかもしれませんが、いろいろな人が来ますので、そういったところにバリアフリーをしていくということは非常に大事なことだと思いますので、しっかりよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○鈴木委員長 通告された質疑が終わりました。

ここで確認いたします。ただいまの通告委員の質疑応答の経過から疑義がある委員はおりますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 なしと認めます。これで議案第 23 号、令和 5 年度取手市一般会計補正予算（第 12 号）の所管事項のうち、総務部、政策推進部、財政部等所管の質疑を打ち切ります。

続いて、議案第 35 号、令和 6 年度取手地方公平委員会特別会計予算についてを議題といたします。本件につきましては、2 月 26 日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りいたします。議案第 35 号について、説明を省略することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○鈴木委員長 賛成多数です。よって、議案第 35 号につきましては、説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 質疑なしと認めます。以上で、議案第 35 号の質疑を打ち切ります。

続いて、議案第 36 号、取手市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。本件につきましては、2 月 29 日、詳細な説明が行われております。

お諮りします。議案第 35 号について、説明を省略することに——失礼しました、もとい、議案第 36 号について、説明を省略することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○鈴木委員長 賛成多数です。よって、議案第 36 号につきましては、説明を省略することに決定いたしました。

これから、質疑を行います。

〔高橋議会事務局主事誤ってベルを鳴らす〕

○鈴木委員長 質疑は……

○高橋議会事務局主事 失礼いたしました。

〔笑う者あり〕

○鈴木委員長 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 質疑なしと認めます。以上で、議案第36号の質疑を打ち切ります。

なお、総務部、政策推進部、財政部等所管の付託議案外の質疑については、通告はありませんでした。

ここで、執行部の入替えを行います。執行部の皆さん、ありがとうございました。
休憩いたします。

午前10時37分休憩

午前10時50分開議

○鈴木委員長 再開いたします。

続いて、議案第4号、取手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。本件につきましては、2月26日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りいたします。議案第4号について、説明を省略することに、賛成の委員は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○鈴木委員長 賛成多数です。よって、議案第4号につきましては、説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

関川委員。

○関川委員 関川です。よろしく申し上げます。議案第4号について、今回、報酬の見直しが3点あるということで、順に質疑してまいります。まず、保育所の嘱託医師6万5,000円、嘱託歯科医師は6万円の増額ということなんですけども、理由が職務の内容及び責任に応じた額とするため、とあるんですが、これどういった経緯でこの改正に至ったのか、お伺いいたします。

○鈴木委員長 佐藤課長。

○佐藤子育て支援課長 子育て支援課、佐藤でございます。関川委員の御質疑にお答えさせていただきます。取手市内の公立保育所の嘱託医師及び嘱託歯科医師の報酬につきましては、まず平成17年度の――17年以降――合併以降は変更されておられません。しかし、当時と比べまして、現在の職務内容――例えば各病院の人材不足によります集団検診の漏れ者への個人対応や、けがや病気が発生した際などの対応などにつきましても負担の増加となることを鑑みまして、近隣自治体や取手市の学校医・学校歯科医――医師の報酬額等を考慮した上で、結果、今回の改正案を上程いたしました。

○鈴木委員長 関川委員。

○関川委員 これは医師の方からそういった申出があったというわけではないという理解でよろしいでしょうか。

○鈴木委員長 佐藤課長。

○佐藤子育て支援課長 御質疑に答弁させていただきます。今回、令和6年4月の任期更新時期に合わせまして、取手医師会のほうに現状のほうを確認した経緯はございます。

○鈴木委員長 関川委員。

○**関川委員** 分かりました。増額ということで、私も反対というわけではなく、やはり業務が増えているということだと思うので、分かりました、これに関しては。

次に、いじめ問題専門委員、再調査委員について報酬額を整備するという事なんですけれども、これやはり状況に応じて報酬に見合わないほどの膨大な仕事量になっているということで理解してよろしいのか、お伺いいたします。

○**鈴木委員長** 唐口補佐。

○**唐口教育総合支援センター課長補佐** 教育総合支援センター、唐口です。関川委員の質疑にお答えいたします。今までいじめ問題専門委員会の報酬に限っては、通常の議事において、日額報酬で委員長1万7,000円、委員1万5,000円という形で設定されておりました。ただし、調査に関しては膨大な資料を事前に読み込みがあったりですとか、あとはヒアリング調査の事前打合せがあって、当日ヒアリングの対象に対してヒアリングを行う、その資料をまた反訳をしたりとかという形で、なかなか目に見えない部分の作業が多くあるということで、そういったものを評価する上で、調査に関して別立てで報酬設定をしたという形になります。以上です。

○**鈴木委員長** 関川委員。

○**関川委員** これについても恐らく膨大な資料になると思うので、しっかり状況に応じて整備していただきたいと思います。3つ目なんですけど、学校運営協議会委員の委員報酬についてなんですけれども、現状で複数の学校運営協議会に任命されてる委員というのはいるんでしょうか。

○**鈴木委員長** 塚本課長。

○**塚本生涯学習課長** 生涯学習課、塚本です。関川議員の御質疑にご答弁申し上げます。現行、令和6年度【「令和6年度」を「令和5年度」に発言訂正】につきましては、公民館長と報酬の発生しない方については兼務はございますが、報酬の発生する方の兼務はございません。

○**鈴木委員長** 関川委員。

○**関川委員** 今後そういう可能性が出てくることを鑑みて、こういった改正をしたということによろしいですか。

○**鈴木委員長** 塚本課長。

○**塚本生涯学習課長** 令和6年度につきましては、対象校が市立小中学校全校に拡大することに伴いまして、小中学校の校長先生のほうからそういった御相談がございました。それを受けて、2校兼務するような形になりますと業務量が倍になりますので、その辺を考慮した形の改正となっております。

○**鈴木委員長** 関川委員。

○**関川委員** 分かりました。これもやはり、複数校やって今までの報酬どおりだとまずいと思うので、しっかり整備して対応していただきたいと思います。以上です。ありがとうございました。

○**鈴木委員長** ほかに。

長塚副委員長。

○長塚委員 長塚です。よろしくお願いいたします。私は3つの報酬増額のうち、2つ目のいじめに関する——いじめの委員に関する報酬の増額に関して質疑いたします。まず、1日の上限額8万8,000円と規定とありますが、事前の調べですと、この根拠——金額の根拠なんです、2つありまして、公務員の方の実働が8時間というところと、弁護士の方——弁護士費用——相談料、こちらが30分で5,000円を考慮した上で8万8,000円と認識しておりますが、この点で間違いはないでしょうか。お願いいたします。

○鈴木委員長 唐口補佐。

○唐口教育総合支援センター課長補佐 教育総合支援センター、唐口です。長塚委員の質疑にお答えいたします。委員おっしゃるとおりで大丈夫です。ありがとうございます。

○鈴木委員長 長塚副委員長。

○長塚委員 では続きまして、この報酬額、上限額とあるんですが、恐らくいろんな段階がそれまでにあると思うんですけど、膨大な業務量だったり、そういったその業務量をどのように可視化したり、判断——報酬の判断をするのかについて、お伺いいたします。

○鈴木委員長 唐口補佐。

○唐口教育総合支援センター課長補佐 今回、この調査の報酬の設定に関しましては、3つに分けて報酬額をそれぞれ設定いたしました。会議・打合せに要する部分というものに対しては、日額報酬で2,200円、ヒアリング調査ということで——2万——失礼しました、2万2,000円です、失礼いたしました。ヒアリング調査に関しては、事前の打合せや当事者のヒアリング、その後の事後のフィードバックも含めて、1時間1万1,000円。一番は報告書の作成等ということで、こちらのほうは自宅で大量な資料の読み込みですとか、ヒアリングシートの作成ですとか、あとは委員間でどのようなヒアリングのシートをつくらせて打合せするかというものを実際持ち合わせてやる、または今後は報告書の作成等もありますので、そういった自宅ワークのものをやっていただくという形で、毎月実績報告という形で上げていただくようにしております。以上です。

○鈴木委員長 長塚副委員長。

○長塚委員 承知いたしました、理解いたしました。その詳細は規則に定めることといたしますとありますが、この規則については、何に基づいて規則定めているのでしょうか、お伺いいたします。

○鈴木委員長 どなたが答えられますか。

高中課長。

○高中政策推進課長 政策推進課の高中と申します。再調査委員もあるので、こちらも関連するので説明させていただきます。条例というものにつきましては、議案として市議会にお願いして承認いただくものなんですけれども、規則につきましては、執行部側のほうで、あるいは教育委員会側で規則を定めまして、告示するという流れになります。

○鈴木委員長 長塚副委員長。

○長塚委員 今、執行部側で規則はつくっていらっしゃるということだったんですけど、先ほど1日会議は2万2,000円ですとか、1時間ヒアリングは1万1,000円、こういった金額を何に基づいて設定されたのか、ということをお伺いしたいです。お願いします。

○鈴木委員長 唐口補佐。

○唐口教育総合支援センター課長補佐 近隣の市町村のこういった報酬の設定を鑑みて、それぞれ分けさせていただいたというのもありますし、あとはいじめ問題専門委員会のほうは、弁護士さん——弁護士の先生、あとは大学教授の先生、あとは心理士の先生という形を委嘱しておりますので、それぞれの単価をちょっと調べさせていただいて、それを参考に設定させていただいた次第です。以上です。

○鈴木委員長 長塚副委員長。

○長塚委員 分かりやすく、ありがとうございます。承知いたしました。これで以上です。

○鈴木委員長 そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 質疑なしと認めます。以上で、議案第4号の質疑を打ち切ります。

続いて、議案第23号、令和5年度取手市一般会計補正予算（第12号）の所管事項のうち、教育委員会、文化芸術課、消防本部所管を議題といたします。本件につきましては、2月26日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りいたします。ただいま議題となっている事件について、説明を省略することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○鈴木委員長 賛成多数です。よって、本件につきましては、説明を省略することに決定いたしました。

これから、質疑通告順に質疑を行います。質疑通告は、佐野委員の1名から通告がありました。それでは、通告順に従い質疑を行います。

佐野委員。

○佐野委員 よろしくお願ひします。議案23号、45ページになります。白山小学校の工事についてお伺ひいたします。こちらの工事、伺ってるところは、令和4年度から7年度にかけての工事ということで、長寿命化の改良工事ということになっているのですが——なっておりますが、こちら今3期ということですね、今回。この3期の工事は、これから4期というのも残ってると思うんですが、どの辺まで進んで、どういった工事が今行われているのかという詳細を教えてください。よろしくお願ひします。

○鈴木委員長 森川次長。

○森川教育次長 教育総務課、森川です。お答えをします。今、議員から御案内いただきましたとおり、白山小の長寿命化工事、令和4年からの4か年で進めさせていただいております。来年度、第3期工事は、既存の校舎が2棟まだ残っております。こちらのほうのはり、あるいは柱などを活用した校舎の長寿命化工事に着手する予定となっております。既存校舎の水道設備、それから電気設備といったライフライン、それからトイレなどの衛生設備も更新をする——を含む工事等を予定しているところでございます。

○鈴木委員長 佐野委員。

○佐野委員 ありがとうございます。白山小かなり校庭が広がるんですね、これ工事後は——見るとなんですけど、この——これは分かりました。

○鈴木委員長 よろしいですか。

○佐野委員 大丈夫です。以上であります。ありがとうございます。

○鈴木委員長 では、次……。

○佐野委員 引き続きまして、高井小学校の校舎の増築工事についてです。こちらの増築ですけれども、増築する教室、6教室ということになっておりますけれども、この6教室の使用する学年、どの学年で使用するかなど決まっていたら、教えてください。

○鈴木委員長 森川次長。

○森川教育次長 お答えをさせていただきます。増築をします校舎の使用の学年数——学年ということだと思います。学級の配置なんですけれども、各学校におきまして学級数を考慮した上で、前年度の2月から3月にかけて教室の配置を考えるということでお聞きしております。ですので、令和7年度からの校舎供用開始を予定しておりますので、現時点では、まだ新しい校舎の利用の学年などは決まっていないということでした。

○鈴木委員長 佐野委員。

○佐野委員 ありがとうございます。これ今、高井小、非常に生徒さん増えてると思うんですけれども、この6教室という教室の増築する数、これは今後の生徒数が伸びていくということが予想される中で、十分見合った数として捉えてらっしゃるのでしょうか。お願いいたします。

○鈴木委員長 森川次長。

○森川教育次長 お答えをさせていただきます。高井小学校の生徒数の増加というところだと思います。学級数につきましては、令和5年度19学級ということになっております。令和9年から令和11年度までをピークとして26学級となる見込みで、その後数年の経過とともに緩やかに減少していくということになっております。今、普通教室20教室とれる状況になっておりますので、6教室増えれば最大26教室までは許容できるという形で考えております。

○鈴木委員長 佐野委員。

○佐野委員 ありがとうございます。見越してということ——予想ということなんですけれども、これ緩やかに減少というのは、やっぱり近隣の住民の世帯の年齢とか、そういったことを踏まえてというようなことでよろしいでしょうか。

○鈴木委員長 森川次長。

○森川教育次長 今回の推計で、もちろん近隣——すみません、地域住民の年齢構成ですとか、そういったものをベースにやってるんですけれども、桜が丘小学校——桜が丘団地です、あちらのこういった人口の推計なども参考にして、推計を行っているところです。

○鈴木委員長 佐野委員。

○佐野委員 ありがとうございます。それでは次なんですけれども、増築する場所、予算の重点事業の資料でも出ているので拝見させていただいたんですけども、ちょっといま一つ分かりづらいところもありまして、本校舎と——校舎と新しく増築する部分が渡り廊下でつながって——渡り廊下というのかな、何か通路でつながっていて、そこに6教室増築されるということで、これは雨などにぬれずそのまま通路でいけるのかどうかということ

で、もう少し詳しく教えていただければと思います。よろしくお願いします。

○鈴木委員長 文随補佐。

○文随教育総務課長補佐 教育総務課の文随です。委員の御質疑にお答えします。今委員がおっしゃられたように、雨にかからないような形で既存の校舎に接続しまして、既存の校舎が3階建てになってまして、それに接続するように、各階1階から3階まで、3階建ての校舎を増築する予定となっております。

○鈴木委員長 佐野委員。

○佐野委員 分かりました。3階建てで6教室っていうことでよろしいですか。

○鈴木委員長 文随補佐。

○文随教育総務課長補佐 委員のおっしゃられてるとおり、各階に2教室ずつ、それを3階で建てる予定であります。

○鈴木委員長 佐野委員。

○佐野委員 ありがとうございます。以上です。

○鈴木委員長 よろしいですか。

通告された質疑が終わりました。

ここで確認いたします。ただいまの通告委員の質疑応答の経過から疑義がある委員はおりますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 なしと認めます。以上で、この議題の通告された質疑が終わりました。これで議案第23号、令和5年度取手市一般会計補正予算（第12号）の所管事項のうち、教育委員会、文化芸術課、消防本部所管の質疑を打ち切ります。

続いて、教育委員会、文化芸術課、消防本部所管の付託議案外の質疑を行います。付託議案外の質疑も同様に、質疑は一問一答とし、質疑のみで5分とされています。質疑は通告順に行います。質疑通告は、佐野委員、小堤委員、落合委員の3名から通告がありました。

最初に、佐野委員。

○佐野委員 それでは議案外質疑させていただきます。今回、議案外では小中学校での生理用品についてお聞きいたします。質疑の内容でちょっと現在の小中学校の生理用品の扱いはということで、ちょっと雑な質問の呼びかけになってしまったことはちょっとおわび申し上げますが、現在、私も去年の一般質問でこれ取り上げさせていただいて、こちらの今の現在の状況、もうそろそろ前回の一般質問時から1年ぐらい経過しますので、今の小中学校での生理用品の今の配布状況というのかな、どのように配ってるか。前は保健室とか、そういったところで配っていたり、モデル校があって、そこでトイレに置くなどをやっていたと思うんですが、状況の変化などあれば教えてください。

○鈴木委員長 大野課長。

○大野保健給食課長 保健給食課、大野でございます。佐野委員の御質疑にお答えしたいと思っております。現在の状況なんですけれども、小中学校——市内小中学校全20校で児童生徒が急に生理用品が必要になった場合、保健室で手渡しで配付を行えるように設置をして

おります。また、コロナ禍において、生理の貧困の対策といたしまして、生理用品を自由に持ち帰れる場所を新たに設置する取組を令和3年7月から小学校2校、中学校2校で実施しております。この状況は令和3年7月当時から変わってない状況となっております。以上です。

○鈴木委員長 佐野委員。

○佐野委員 ということは、去年からはほとんど変わって——状況は変わってないということですね。これ今の現状についての、例えば保護者・生徒さん等の——からの何か御意見、この1年間でございましたでしょうか。

○鈴木委員長 大野課長。

○大野保健給食課長 こうしたモデル校の取組を継続して行っているところですが、経済的な理由により生理用品を入手できないお子様とか保護者の方からの相談であったりとか、設置の要望については、全くないような状況でございます。以上です。

○鈴木委員長 佐野委員。

○佐野委員 ただいまのお答えだと、経済的な理由により保護者、生徒さんからの問合せとか意見がなかったということが——これ、経済的な理由以外でも生理の貧困というのは起こり得ることだと思うんですが、そういったことの相談とかあっていうのもないですかね。含めてということよろしいでしょうか。

○鈴木委員長 大野課長。

○大野保健給食課長 お答えいたします。この取組に関しての相談であったりとか、全ての相談、それと設置に関しての要望的なものも届いてないような状況です。

○鈴木委員長 佐野委員。

○佐野委員 分かりました。ないということですね。これはちょっと一般質問でちょっとしっかりとやらさせていただきます。ちなみにこれ、今保健室で配ってるものに関しては、もらったらこれ返す形ですかね。もらいっ放しで大丈夫ということでしょうか。

○鈴木委員長 大野課長。

○大野保健給食課長 お答えいたします。基本的には貸与という形で、後ほど返してくださいねってということでお願いはしているところでございます。

○鈴木委員長 佐野委員。

○佐野委員 分かりました。ちょっとこれ以上は具体的になるので、また、一般質問で取り上げさせていただきますので、以上です。ありがとうございます。

○鈴木委員長 次に、小堤委員。

○小堤委員 小堤です。よろしくお願ひいたします。私は消防本部のAEDの設置についてお願ひいたします。3月1日から今日までですか、全国春の火災予防運動ということで、話は別ですが、消防職員の皆様大変お疲れさまでございます。御苦労さまです。今日はAEDの配置ということで、まず現在AEDは市内でどのぐらい配置数があるんでしょうか。お願ひいたします。

○鈴木委員長 中村課長。

○中村警防課長 小堤委員の質疑についてお答えいたします。令和6年3月現在で、取手

市としてAEDを設置しておりますのは、市内の公共施設やコンビニエンスストアなどに100か所設置しております。内訳としましては、公共施設が67か所、コンビニエンスストアが33か所となります。また、民間事業所など独自でAEDを設置しているところもたくさんございまして、これは企業努力による設置でもありますので、設置数までは把握はできていないのが現状であります。今現在確認ができるAEDの設置場所につきましては、市のホームページ上にも掲載しています全国AEDマップで御確認いただくか、またはスマートフォンのアプリなどで確認することで、当市に——当市で設置しているAEDはもちろん、登録のある民間事業所などの独自で設置しているAEDも確認ができますので、もしAEDが必要となったときには——そのためにも、ぜひ御活用を願えればと思います。以上です。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 ありがとうございます。消防本部のほうで把握してるのは100ということではAED、いろんなところにありますけれども、実際に使われて、奏功事例——うまくいったというようなものがありましたら、教えてください。

○鈴木委員長 竹村補佐。

○竹村警防課長補佐 今、小堤委員の質疑にお答えいたします。取手市で設置しているAEDの奏功事例ですが、令和3年8月に市内コンビニエンスストア駐車場にて、一般市民による1件の使用実績はございましたが、社会復帰には至っていないのが現状でございます。以上でございます。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 ありがとうございます。そういう——AEDを使う事例がないほうがいいわけですので、そんなに年中頻繁にあっては困るなというところですが。私のうち、上高井なんですけれども、PA連携で、消防車と救急車一緒に行ってしまうようなことをよく見かけますけれども、ふと思ったのは、上高井にはAED設置してないぞと、あれと思ひまして。よく救命講習でも、「はい、あなた119番」、「あなたAED持ってきてください」と言われても、上高井でAEDどこに取りに行けばいいのというようなことがあるんですけれども、こういう空白地域——上高井、残念ながらコンビニもないんで、空白地域ですけど、こういうの市内にどのくらいあるのでしょうか、分かりますでしょうか。

○鈴木委員長 中村課長。

○中村警防課長 お答えします。空白地域数ということでございますが、取手市として設置しているAED100か所のほか、事業所などで設置しているAEDもありまして、設置されてますが全国のAEDマップには登録がない場合もございますので、実際にはどの地区が空白になっているのかという、そこまではちょっと把握ができてない現状であります。取手市としまして、日本救急医療財団のAED適正配置のガイドラインに沿った場所には適正設置はできているものと現在考えております。以上となります。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 確かに考えてみれば、消防本部でそこまでは分からないということなんですけれども、実際に上高井とか貝塚とか、事業所も少しありますけど、大きい事業所で

もないですし、結構これは切実な問題かなというふうに思うんですけども。そういう意味では、そういうところは消防署から救急車と——救急車、P A連携で心肺停止の場合は消防車も来ると思うんですけども、そういったところの地域はどうすればいいですか。

○鈴木委員長 竹村補佐。

○竹村警防課長補佐 お答えします。現在、取手市で設置しているA E Dは、先ほどもお伝えしましたとおり、日本救急医療財団のA E D適正配置のガイドラインに沿った、安全・確実に使用できるよう人が常駐し、毎日点検ができる体制を整備し、防犯上の管理も条件として、公共施設やコンビニ等に設置しております。そうしたことから、該当する施設等がない空白地域においてはA E Dの設置は難しい状況となりますので、A E Dがない場合の対応につながる救急隊到着までの応急手当法、胸骨圧迫・人工呼吸、A E Dの使用方法等の手技を学べる救命講習会の受講を今後も啓発を進めていきたいと考えております。以上になります。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 分かったというか、なんか——今の話では、だから消防隊が来るまで——救急車が来るまで、心臓マッサージをひたすらやっってくださいということになるのかと思うんですけども、例えば集会所とかそういう——集会所が公的施設かどうかは難しいですけども、そういった村の何か中心になるようなところ、地域の——村というか、地域ですね——そういうところに置けないものかなと思いますけど、無人ですので、四六時中人がいるわけではないので、そこは難しいのかなというふうには思います。ということは、やはり救命講習、そういうのをもっともっと多くの人に普及・促進していくということが大事なのかな——例えば現場で二人、三人救命講習終わってる人がいれば、消防隊が来るまでの間に交代して心臓マッサージをすることが出来る——あれ1人でやっていると結構大変だと思うんですよ。ですので、そういうことからすると、消防本部でできることというのは、そういう救命講習をどんどんどんどん積極的にやるように促進していく、待ってるだけじゃなくて、行く——各地域、特に空白地域でどうですかと、自主防災組織とかに心臓マッサージの講習やりましょうよというふうに、出ていく消防であってほしいと思います。以上で終わります。

○鈴木委員長 最後に、落合委員。

○落合委員 よろしくお願ひします。市民ギャラリーについて、お聞きします。現在の利用状況についてなんですけれども、例えば今、新規の利用団体、利用者さんなんかは今増えているのか。その辺、お聞かせいただければと思います。

○鈴木委員長 飯山課長。

○飯山文化芸術課長 文化芸術課、飯山です。落合委員の御質疑にお答えいたします。利用区分にもよりますが、市民ギャラリーの稼働率は約80%となっております。昨年度と比較して利用団体数も増えており、新規申込み団体も増加傾向です。以上です。

○落合委員 ありがとうございます。

○鈴木委員長 落合委員。

○落合委員 すみません。ありがとうございます。次にもう少し——今、利用者数も増え

て新規の団体も増えてるということで、大変喜ばしく思っております。この市民ギャラリーなんですけれども、今もうちょっと利用者さんのほうから、申請手続をもうちょっと簡素化してもらえないかというようなお声いただいてまして、今ちょっと現在、取手の本庁舎の文化芸術課のみで受付・申請を行っているということなんですけれども、その辺の見直しみたいなお考えを、ちょっとお聞かせいただければと思います。

○鈴木委員長 飯山課長。

○飯山文化芸術課長 現状といたしまして、利用希望者からの申請を受けまして、市での審査・使用の承認をしております。公平性確保のため、受付事務についてしっかり確認し、利用を希望している皆さんに不利益を生じさせないよう受付窓口を担当課に絞って適正な事務に当たっているところです。いろいろ——例えば電話である、ファクスである、いろいろな受付方法が考えられるんですが、やはり電話の場合ですと言った言わない、そのような間違いが生じてしまいます。現在、対面で資料を提示しつつ、利用のルールを確認し御了承いただきながら、利用申請を受け付けていることから、展示の際の注意事項の説明もでき、記入漏れや間違いがなく受け付けていることができております。そのようなことを考えまして、今後、課題を整理して、不公平性・不利益、混乱を招かぬような方法で受付ができるような方法を実現できるかについて、検討していきたいと考えます。

○鈴木委員長 落合委員。

○落合委員 今藤代駅市民ギャラリーもありまして、ちょっと利用者の方たちも今大分高齢化も進んできて、ちょっと本庁舎のほうまで行くのは結構大変だと。初めて——新規団体の方でしたら、しっかり審査のほう、説明して間違いのないように進めていただくのはもう当然なんですけれども、やっぱり毎年、もう数——もう10年ぐらい継続して利用されている団体からすると、もう少しその辺見直していただいてもいいのではないかという、ちょっと御要望なんですけれども、その辺はどのようなちょっと御認識かお聞かせいただけると。

○鈴木委員長 飯山課長。

○飯山文化芸術課長 やはり課題といたしまして、希望の展示期間が選択できるか、展示予定の作品が承認できるものなど、審査をしています。やはり、毎年1回御利用の方でも、やはりその辺の確認漏れというものが生じているのが現状としてございますが、申請受付の順番というのがとても大事になってきまして、複数窓口で受付するとした場合であったりとか、ほかの電話、ファクス等の受付にしますと順位の正確性が曖昧になる可能性や最新の空き状況の共有が困難であって、かえって利用希望者に不利益と混乱を生じさせられることが考えられると——考えられます。ただ、やはり市民の御要望もございますので、何ができるかということを考えていきたいと思っております。

○落合委員 あの……

○鈴木委員長 落合委員。

○落合委員 すみません。

○鈴木委員長 どうぞ。

○落合委員 しっかり公平・正確に受付業務をこなしていくというのも大変大切かと思

ますので、引き続き、ちょっと検討見直しのほうを図っていただきますことをお願いして終わりにします。ありがとうございました。

○鈴木委員長 今のは要望ですか、落合委員……。

○落合委員 要望です。もう大丈夫です。

[笑う者あり]

○鈴木委員長 質疑なんで。

○落合委員 以上で終わります。

○鈴木委員長 いいですか。分かりました。

塚本課長、どうぞ。

○塚本生涯学習課長 先ほど関川議員の議案質疑において、**現行、令和6年度につきましては、と申し上げましたが、正しくは、令和5年度になりますので、訂正をお願いいたします。**

○鈴木委員長 委員長は訂正を許可いたします。

○鈴木委員長 以上で、通告された質疑が終わりました。これで教育委員会、文化芸術課、消防本部所管の付託議案外の質疑を終わります。

当委員会の付託議案の討論に入る前に確認いたします。議会基本条例第11条第2項に、委員会活動を中心に委員間討議を行うものとあります。委員間での自由討議が必要、必要と思われる議案はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木委員長 ないようですので、討論・採決を行います。

次に、当委員会に付託された市長提出議案の討論・採決を行います。討論ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木委員長 討論なしと認めます。以上で、当委員会に付託された市長提出議案の討論を打ち切ります。

これより、採決を行います。採決は議案番号順に、挙手により行います。

議案第3号、取手市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の委員の挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○鈴木委員長 全員賛成です。よって、議案第3号は可決いたしました。

議案第4号、取手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○鈴木委員長 全員賛成です。よって、議案第4号は可決いたしました。

議案第5号、取手市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○鈴木委員長 全員賛成です。よって、議案第5号は可決いたしました。

議案第6号、取手市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正す

る条例について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○鈴木委員長 全員賛成です。よって、議案第6号は可決いたしました。

議案第23号、令和5年度取手市一般会計補正予算（第12号）（所管事項）について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○鈴木委員長 全員賛成です。よって、議案第23号のうち当委員会所管事項は可決いたしました。

議案第35号、令和6年度取手地方公平委員会特別会計予算について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○鈴木委員長 全員賛成です。よって、議案第35号は可決いたしました。

議案第36号、取手市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○鈴木委員長 全員賛成です。よって、議案第35号は可決いたしました——よって、議案第36号は可決いたしました。

以上で、当委員会に付託された市長提出議案の審査は全て終了いたしました。

これで、当委員会に付託された案件の審査は全て終了いたしました。この後、令和5年度第2回市民との意見交換会における御意見・御要望の調査について、回答を確認いたします。再調査部分以外の執行部の皆さんは、退席していただいて結構です。お疲れさまでした。

休憩いたします。

午前11時33分休憩

午前11時39分開議

○鈴木委員長 再開いたします。

それでは、令和5年度第2回市民との意見交換会における御意見・御要望の調査についてを議題といたします。これについては、前任期の各委員において調査し、取りまとめて引き継がれた内容をサイドブック스에登載しております。項目番号1番、5番、9番、12番、13番、14番、15番、16番、17番、18番、19番、21番が引き継いだ内容です。項目番号2番、4番、6番、7番、8番、10番、11番につきましては、前任期の委員会では回答不要とされましたが、改めて現任期の委員会で検討する項目です。また、項目番号3番、20番につきましては、再調査が必要と引継ぎを受けました。つきましては、再調査が必要と引き継いだ2項目について、サイドブック스에登載したとおり、執行部より再度ご回答をいただいております。新たに回答いただいた内容について、執行部に確認する点はございますか。ありませんか。

小堤委員。

○小堤委員 この件については、もういろいろな一般質問とかいろんなところで何回も何

回も出て話なので、私はこの——このとおりいいと思います。もう答えは既に聞いてちゃってるような感じですので。

○鈴木委員長 それ何番——2番——3番と……。

○小堤委員 3番についてです、すみません。

○鈴木委員長 ほかには。大丈夫ですか。——20番についてはどうでしょうか。よろしいでしょうか。大丈夫ですか。

これで、執行部への確認を打ち切ります。御協力いただいた執行部の皆様、ありがとうございました。退席していただいて結構です。委員はこのまま残っていただき、令和5年度第2回市民との意見交換会での御意見・御要望について、協議調整を行います。

それでは、休憩いたします。

午前 11 時 43 分休憩

午後 0 時 14 分開議

○鈴木委員長 それでは、再開いたします。

令和5年度第2回市民との意見交換会でのご意見・ご要望について、執行部より回答を頂いております表について、ただいまの休憩中、文言等の確認をしたところ、特に文言の修正はございませんでした。前任期の委員から引き継いだとおり、項目1番、3番、5番、6番、7番、9番、12番、15番、16番、17番、18番、19番、20番、21番について報告することにいたします。

お諮りします。令和5年度第2回意見交換会時のご意見・ご要望について、サイドブックに掲載した表を基本とし、内容は委員長に御一任いただき、調査経過を中間報告したいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 異議なしと認めます——異議なしと認め、そのように決定いたします。

最後に、その他です。委員の皆様から何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 なしと認めます。

以上で、本委員会の全ての日程が終了いたしました。

これで総務文教常任委員会を閉会いたします。

午後 0 時 15 分散会

総務文教常任委員会委員長
